

中央区地域福祉専門会議開催要綱

(目的)

- 第1条 中央区における地域福祉の推進に向け、次に掲げる事項について、専門的な意見及び区民の意見を反映させることを目的として、中央区地域福祉専門会議（以下「会議」という。）を開催する。
- (1) 中央区地域福祉ビジョンに関すること
 - (2) 中央区地域福祉ビジョンに基づく施策の実施に関すること
 - (3) その他区長が必要と認める事項

(委員)

- 第2条 委員は、別表に掲げる区内で福祉に関する公益活動を行う団体等から推薦された者、公募により選定する者及び学識経験、福祉に関する専門知識を有する者で区長が適当と認めた者で構成する。
- 2 公募により選定する委員は若干名とする。
 - 3 公募により選定する委員は、別に定める地域福祉専門会議委員公募手続事務要領により、選考の結果に基づき選定する。
 - 4 委員の任期は2年とする。
 - 5 委員は再任を妨げない。また、欠員によって就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第3条 専門会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 議長は、専門会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
 - 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 議長の任期は2年とする。
 - 5 議長は再任を妨げない。また、欠員によって就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

- 第4条 専門会議は、区長が招集する。
- 2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

- 第5条 会議は公開するものとする。ただし、会議の内容に個人情報など、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条各号に定める非公開情報が含まれる場合、その他公開が適当でないと区長が判断する場合は非公開とする。
- 2 会議（非公開とした場合を除く。以下同じ）を開催する場合は、当該会議開催日の3営業日前までに、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

(会議の傍聴)

第6条 区長は、希望する者に対して以下の各号に掲げるとおり会議の傍聴を認めるものとする。

- (1) 会議の開催の都度、あらかじめ傍聴を認める定員を定める。
 - (2) 傍聴者に会議資料を配付するものとする。ただし、公表に適しない情報が記録されているものについては、配付しない。
 - (3) 会議を円滑に運営するため、会議において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努める。
- 2 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、区長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

(会議の庶務)

第7条 専門会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に必要な事項は区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、中央区地域福祉ビジョン策定会議開催要綱（平成28年12月1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

区内で福祉に関する公益活動を行う団体等
一般社団法人大阪市中央区東医師会
一般社団法人大阪市中央区南医師会
一般社団法人大阪市東歯科医師会
大阪市南歯科医師会
中央区東薬剤師会
一般社団法人中央区南薬剤師会
中央区地域振興会
中央区地域女性団体協議会
中央区民生委員・児童委員協議会
社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会
大阪市中央区老人クラブ連合会
中央区子育て応援団
中央区地域自立支援協議会
HANDSちゅうおう
中央区オレンジチーム（中央区北部地域包括支援センター）